

第 128 期中間決算公告

平成 22 年 12 月 21 日

長野市大字中御所字岡田 178 番地 8
株式会社 八十二銀行
取締役頭取 山浦 愛幸

中間貸借対照表（平成 22 年 9 月 30 日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	265,867	預 金	5,458,954
コーポレーション	45,524	譲渡性預金	65,079
買入金銭債権	60,221	コーポマネー	24,102
特定取引資産	23,834	債券貸借取引受入担保金	15,617
金銭の信託	6,678	特定取引負債	7,866
有価証券	1,595,974	借入金	477
貸出金	4,096,918	外国為替	1,762
外国為替	18,107	その他負債	91,495
その他資産	55,122	未払法人税等	4,130
有形固定資産	31,167	リース債務	1,074
無形固定資産	5,618	資産除去債務	12
支払承諾見返	43,196	その他の負債	86,277
貸倒引当金	90,878	退職給付引当金	12,815
投資損失引当金	434	睡眠預金払戻損失引当金	229
		偶発損失引当金	850
		繰延税金負債	2,324
		支払承諾	43,196
		負債の部合計	5,724,771
		（純資産の部）	
		資本金	52,243
		資本剰余金	29,609
		資本準備金	29,609
		利益剰余金	301,130
		利益準備金	47,610
		その他利益剰余金	253,519
		固定資産圧縮積立金	812
		固定資産圧縮特別勘定積立金	11
		別途積立金	236,600
		繰越利益剰余金	16,095
		自己株式	6,199
		株主資本合計	376,783
		その他有価証券評価差額金	58,526
		繰延ヘッジ損益	3,281
		評価・換算差額等合計	55,245
		新株予約権	121
		純資産の部合計	432,149
資産の部合計	6,156,921	負債及び純資産の部合計	6,156,921

中間損益計算書 (平成22年4月1日から
平成22年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		60,456
資 金 運 用 収 益	45,760	
(うち貸出金利息)	(34,494)	
(うち有価証券利息配当金)	(10,629)	
信 託 報 酬	1	
役 務 取 引 等 収 益	8,250	
特 定 取 引 収 益	201	
そ の 他 業 務 収 益	4,655	
そ の 他 経 常 収 益	<u>1,586</u>	
経 常 費 用		45,058
資 金 調 達 費 用	4,470	
(うち預金利息)	(3,215)	
役 務 取 引 等 費 用	3,033	
そ の 他 業 務 費 用	1,438	
営 業 経 費	31,448	
そ の 他 経 常 費 用	<u>4,668</u>	
経 常 利 益		15,397
特 別 利 益		3
特 別 損 失		<u>58</u>
税 引 前 中 間 純 利 益		15,342
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,941	
法 人 税 等 調 整 額	<u>2,990</u>	
法 人 税 等 合 計		<u>6,931</u>
中 間 純 利 益		<u>8,410</u>

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　　物	2年～50年
そ　　他	2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（実質破綻先）に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力等を総合的に判断して必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資等について将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用又は収益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、一定の要件を満たし負債計上を中止するとともに利益計上を行った預金の預金者の払戻請求による支払いに備えるため、過去の払戻実績率等に基づく将来の払戻見込額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度における負担金について、代位弁済等に基づく将来の負担金支払見込額を計上しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(3) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外力カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、金利スワップの特例処理を行っております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当中間期から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資

産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 21 号平成 20 年 3 月 31 日)を適用しております。

これによる影響は軽微であります。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金 総額 10,754 百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 16,452 百万円、延滞債権額は 121,695 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が、相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 559 百万円であります。
なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 22,493 百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 161,200 百万円であります。
なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 29,128 百万円であります。
7. ローン・パーティシペーションで、平成 7 年 6 月 1 日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 3 号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は 39,981 百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
現金(その他の資産) 399 百万円
有価証券 276,185 百万円
担保資産に対応する債務
預金 34,119 百万円
コールマネー 中間期末残高はありません
売渡手形 中間期末残高はありません
債券貸借取引受入担保金 15,617 百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用等として、有価証券 116,457 百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は 61 百万円、保証金は 881 百万円であります。
9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。
これらの契約に係る融資未実行残高は、1,225,869 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のものが 1,149,503 百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
10. 有形固定資産の減価償却累計額 62,167 百万円

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は25,644百万円であります。
12. 1株当たりの純資産額 831円30銭

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、株式等償却3,429百万円を含んでおります。
2. 1株当たり中間純利益金額 16円5銭
3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 16円4銭

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(平成22年9月30日現在)
時価を把握することができる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	中間貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式	7,090
投資事業組合等出資金等	3,664
合計	10,754

2. その他有価証券 (平成22年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	149,466	74,324	75,142
	債券	1,032,877	1,005,847	27,030
	国債	720,398	700,766	19,631
	地方債	90,229	86,310	3,918
	社債	222,250	218,770	3,479
	その他	151,853	145,911	5,942
	うち外国証券	149,209	143,308	5,900
	小計	1,334,197	1,226,082	108,114
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	24,296	27,966	3,670
	債券	132,122	132,977	854
	国債	125,292	125,927	634
	地方債			
	社債	6,830	7,050	219
	その他	84,394	90,031	5,637
	うち外国証券	68,725	71,469	2,743
	小計	240,813	250,975	10,162
合計	1,575,010	1,477,058	97,952	

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額(百万円)
株式	8,444
その他	2,687
合計	11,132

これらについては、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間期における減損処理額は、3,490百万円(うち、株式3,429百万円、債券61百万円)であります。

なお、中間期末日における時価が帳簿価額に対し50%以上下落している銘柄すべてを減損処理し

ております。下落率が30%以上50%未満の場合は、中間期末日前6ヶ月間に一度も時価が帳簿価額を上回っていない銘柄について減損処理しております。また、時価を把握することが極めて困難と認められる株式については、当該株式の実質価額が取得原価に比べ50%以上下落している場合は、下落相当分を減損処理しております。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	28,444 百万円
退職給付引当金	5,335
その他有価証券評価差額金	3,853
繰延ヘッジ損益	3,844
有価証券償却	3,581
減価償却費	3,489
未払事業税	352
その他	3,489
繰延税金資産小計	52,390
評価性引当額	3,894
繰延税金資産合計	48,496
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	43,278
退職給付信託設定益	2,985
繰延ヘッジ損益	1,631
その他	2,924
繰延税金負債合計	50,820
繰延税金負債の純額	2,324 百万円

(ストック・オプション等関係)

ストック・オプションに関する注記事項については中間連結財務諸表に記載しているため記載を省略しております。

(単体自己資本比率)

銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率 15.30%

第128期中信託財産残高表

(平成22年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
有 価 証 券	303	金 銭 信 託	590
信 託 受 益 権	257		
現 金 預 け 金	29		
合 計	590	合 計	590

(注) 共同信託他社管理財産はございません。

(付) 元本補てん契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む)の内訳は該当がありません。

(備考) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

第 128 期中間決算公告

平成 22 年 12 月 21 日

長野市大字中御所字岡田 178 番地 8
株式会社 八十二銀行
取締役頭取 山 浦 愛 幸

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 11 社
会社名

八十二ビジネスサービス株式会社	八十二スタッフサービス株式会社
八十二証券株式会社	八十二亜洲有限公司
やまびこ債権回収株式会社	八十二リース株式会社
株式会社八十二ディーシーカード	八十二信用保証株式会社
八十二システム開発株式会社	八十二キャピタル株式会社
八十二オートリース株式会社	

非連結の子会社及び子法人等 11 社
主要な会社名

有限会社こだまインベストメント

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等から見て、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 該当ありません。

持分法適用の関連法人等 該当ありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 11 社

主要な会社名

有限会社こだまインベストメント

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等から見て、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

持分法非適用の関連法人等 該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

6 月末日 1 社

9 月末日 10 社

連結される子会社及び子法人等については、それぞれの中間決算日の中間財務諸表により連結しております。

中間連結決算日と上記の中間決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

中間連結貸借対照表（平成22年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	266,765	預 金	5,444,245
コールローン及び買入手形	45,524	譲 渡 性 預 金	64,379
買入金銭債権	60,221	コールマネー及び売渡手形	24,102
特定取引資産	24,909	債券貸借取引受入担保金	15,617
金銭の信託	6,678	特定取引負債	7,866
有価証券	1,602,922	借 用 金	19,103
貸出金	4,041,315	外 国 為 替	1,762
外国為替	18,107	そ の 他 負 債	108,767
リース債権及びリース投資資産	69,088	退職給付引当金	15,131
その他資産	81,732	睡眠預金払戻損失引当金	229
有形固定資産	35,837	偶発損失引当金	850
無形固定資産	5,870	特別法上の引当金	8
繰延税金資産	5,102	繰延税金負債	2,557
支払承諾見返	43,196	負 の の れ ん	176
貸倒引当金	101,766	支 払 承 諾	43,196
投資損失引当金	444	負債の部合計	5,747,993
		（純資産の部）	
		資 本 金	52,243
		資 本 剰 余 金	29,674
		利 益 剰 余 金	310,305
		自 己 株 式	6,199
		株 主 資 本 合 計	386,023
		その他有価証券評価差額金	58,641
		繰延ヘッジ損益	3,281
		為替換算調整勘定	777
		評価・換算差額等合計	54,582
		新株予約権	121
		少数株主持分	16,341
		純資産の部合計	457,068
資産の部合計	6,205,062	負債及び純資産の部合計	6,205,062

中間連結損益計算書 (平成22年4月1日から
平成22年9月30日まで)

(単位:百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		82,523
資 金 運 用 収 益	45,825	
(うち貸出金利息)	(34,583)	
(うち有価証券利息配当金)	(10,537)	
信 託 報 酬	1	
役 務 取 引 等 収 益	10,137	
特 定 取 引 収 益	265	
そ の 他 業 務 収 益	24,576	
そ の 他 経 常 収 益	1,716	
経 常 費 用		64,153
資 金 調 達 費 用	4,629	
(うち預金利息)	(3,203)	
役 務 取 引 等 費 用	2,654	
そ の 他 業 務 費 用	18,250	
営 業 経 費	33,884	
そ の 他 経 常 費 用	4,733	
経 常 利 益		18,370
特 別 利 益		145
特 別 損 失		75
税金等調整前中間純利益		18,440
法人税、住民税及び事業税	5,274	
法人税等調整額	3,179	
法人税等合計		8,454
少数株主損益調整前中間純利益		9,986
少数株主利益		1,241
中 間 純 利 益		8,744

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計処理基準に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式会社については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

有形固定資産

当行の有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　　物	2年～50年
そ　　他	2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（実質破綻先）に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力等を総合的に判断して必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に

基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金については、当行の償却・引当基準に準じて必要と認められた額を計上しております。

(6) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資等について将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用又は収益処理

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、一定の要件を満たし負債計上を中止するとともに利益計上を行った預金の預金者の払戻請求による支払いに備えるため、過去の払戻実績率等に基づく将来の払戻見込額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度における負担金について、代位弁済等に基づく将来の負担金支払見込額を計上しております。

(10) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引法第46条の5に定める金融商品取引責任準備金8百万円であり、有価証券またはデリバティブ取引の事故による損失に備えるため、国内連結子会社が金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(11) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの間接決算日の為替相場により換算しております。

(12) リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース契約期間の経過に応じて計上する方法によっております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(ハ) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワ

アップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、金利スワップの特例処理を行っております。

国内の連結される子会社及び子法人等は、金利スワップの特例処理を行っております。

(14) 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第 18 号平成 20 年 3 月 31 日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 21 号平成 20 年 3 月 31 日)を適用しております。

これによる影響は軽微であります。

表示方法の変更

(中間連結損益計算書関係)

当中間連結会計期間から「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第 41 号平成 22 年 9 月 11 日)により改正された「銀行法施行規則」(昭和 57 年大蔵省令第 10 号)別紙様式を適用し、「少数株主損益調整前中間純利益」を表示しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額(連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く)

3,822 百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 16,542 百万円、延滞債権額は 122,511 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 559 百万円であります。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 22,661 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 162,274 百万円であります。

なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、29,128 百万円であります。

7. ローン・パーティシパシオンで、平成 7 年 6 月 1 日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 3 号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、39,981 百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金(その他資産) 399 百万円

有価証券 276,185 百万円

担保資産に対応する債務

預金 34,119 百万円

コールマネー及び売渡手形 中間連結会計期間末残高は

ありません

債券貸借取引受入担保金 15,617 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用等として、有価証券 116,457 百万円を、借入金 8,341 百万円の担保として、リース料債権 10,892 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は 61 百万円、保証金は 1,082 百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は、1,340,218 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のものが 1,149,503 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 67,115 百万円

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 25,644 百万円であります。

12. 1 株当たりの純資産額 847 円 81 銭

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、株式等償却 3,450 百万円を含んでおります。

2. 1 株当たり中間純利益金額 16 円 68 銭

3. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額 16 円 67 銭

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。また、「中間連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	266,765	266,765	
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	5,027	5,064	37
その他有価証券	1,581,394	1,581,394	
(3) 貸出金	4,041,315		
貸倒引当金(*1)	88,950		
	3,952,364	4,015,687	63,322
(4) リース債権及びリース投資資産(*1)	64,954	68,988	4,034
資産計	5,870,506	5,937,900	67,394
(1) 預金(*2)	(5,444,245)	(5,447,216)	(2,971)
(2) 譲渡性預金(*2)	(64,379)	(64,379)	()
負債計(*2)	(5,508,625)	(5,511,596)	(2,971)
デリバティブ取引(*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	997	997	
ヘッジ会計が適用されているもの	(5,915)	(5,915)	
デリバティブ取引計	(4,918)	(4,918)	

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金(35,467百万円)及び個別貸倒引当金(53,483百万円)を控除しております。なお、リース債権及びリース投資資産に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(*2) 負債に計上されているものについては、()で表示しております。

(*3) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金についても、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格を時価としております。投資信託は、公表されている基準価格を時価としております。

保証付私募債は、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に内部格付等に応じたスプレッドを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるもので事業性貸出金は、貸出金の種類、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に内部格付等に応じたスプレッドを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。固定金利によるもので非事業性貸出金は、商品別、期間ごとに元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される適用利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大き

いと認められる債務者に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(4) リース債権及びリース投資資産

リース債権及びリース投資資産は、その種類及び期間に基づく区分ごとに、見積残存価額及び維持管理費用相当額を除いたリース料債権金額を直近の計算利率の平均により割り引いて時価を算定しております。

負債

(1) 預金、及び(2)譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）であります。これらの時価は、取引所取引については、東京証券取引所、東京金融取引所等における最終の価格、店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1) (*2)	9,991
組合出資金等(*3)	6,506
合 計	16,497

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について 262 百万円減損処理を行なっております。

(*3) 組合出資金等のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券 (平成22年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対 照表計上額を超えるも の	国債	5,027	5,064	37
時価が中間連結貸借対 照表計上額を超えない もの	国債			
合計		5,027	5,064	37

2. その他有価証券 (平成22年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借 対照表計上額が 取得原価を超える もの	株式	151,083	75,179	75,903
	債券	1,032,877	1,005,847	27,030
	国債	720,398	700,766	19,631
	地方債	90,229	86,310	3,918
	社債	222,250	218,770	3,479
	その他	154,545	148,541	6,003
	うち外国証券	151,900	145,938	5,961
	小計	1,338,505	1,229,568	108,937
中間連結貸借 対照表計上額が 取得原価を超え ないもの	株式	25,162	28,997	3,835
	債券	132,122	132,977	854
	国債	125,292	125,927	634
	地方債			
	社債	6,830	7,050	219
	その他	86,526	92,184	5,658
	うち外国証券	70,705	73,470	2,764
	小計	243,811	254,159	10,348
合計	1,582,316	1,483,728	98,588	

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、3,511百万円(うち、株式3,450百万円、債券61百万円)であります。

なお、当中間連結会計期間末日における時価が帳簿価額に対し50%以上下落している銘柄すべてを減損処理しております。下落率が30%以上50%未満の場合は、当中間連結会計期間末日前6カ月間に一度も時価が帳簿価額を上回っていない銘柄について減損処理しております。また、時価を把握することが極めて困難と認められる株式については、当該株式の実質価額が取得原価に比べて50%以上下落している場合は、下落相当分を減損処理しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

営業経費 34 百万円

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成 22 年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役 8 名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注 1)	普通株式 150,000 株
付与日	平成 22 年 8 月 2 日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	平成 22 年 8 月 3 日～平成 47 年 8 月 2 日
権利行使価格(注 2)	1 円
付与日における公正な評価単価(注 2)	452 円

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 1 株当たり換算して記載しております。

(連結自己資本比率)

銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号ロに規定する連結自己資本比率 15.82%